

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	新型コロナウイルス感染症対策に係る財政面での課題 ～予算措置に関する側面を中心に～
著者 / 所属	大石 夏樹・秋山 啓介 / 予算委員会調査室
雑誌名 / ISSN	経済のプリズム / 1882-062X
編集・発行	参議院事務局 企画調整室（調査情報担当室）
通号	224号
刊行日	2023-6-6
頁	1-13
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/keizai_prism/backnumber/r05pdf/202322401.pdf

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75044） / 03-5521-7683（直通））。

新型コロナウイルス感染症対策に係る財政面での課題

～予算措置に関する側面を中心に～

予算委員会調査室 大石 夏樹
同 秋山 啓介

1. はじめに
2. コロナ禍における我が国の財政面での対応
3. 有識者による評価
 - (1) 法政大学経済学部 小黒一正教授
 - (2) 駒澤大学経済学部 井上智洋准教授
4. 財政政策に対する現場の評価（山梨県）
 - (1) 生活困窮者緊急生活支援金
 - (2) やまなしグリーン・ゾーン認証制度
5. おわりに

1. はじめに

令和2年春から深刻化したコロナ禍で巨額の財政出動を行った各国は、財政状況が著しく悪化した。中でも、コロナ以前から対GDP比200%を超える大規模な債務残高が存在していた我が国は、各国に比べてもコロナ禍からの経済の回復が遅く、巨額の経済対策や補正予算の編成が続くなど、いまだ平時の財政運営へ復せずにいる。

さらに、令和5年5月には感染症法上の位置付けが季節性インフルエンザなどと同じ「第5類」へ変更されたとは言え、直近でも4年末から5年初頭にかけて感染の第8波に見舞われるなど、コロナ禍の収束は見通しがたく、今後も財政出動を伴う政策対応が断続的に繰り返される可能性は残っている。

筆者ら参議院常任委員会（予算・決算・行政監視）調査員有志では、令和3年10月から「新型コロナウイルス感染症対策に係る財政、政策評価面から見た検証に関する調査・研究会」（以下「研究会」という。）を開催し、コロナ禍が我が国財政に与えた影響について、予算決算等多面的な角度から研究を行ってきた。そのうち本稿では、コロナ禍に対する我が国の予算措置を中心とした財

政面での対応を振り返るとともに、有識者による評価や現地視察について記述する。

2. コロナ禍における我が国の財政面での対応

新型コロナウイルス感染症拡大に対し、我が国ではまず令和2年2月13日に緊急対応策第1弾（153億円）、3月10日に同第2弾（4,308億円）を決定し¹、学校の臨時休業に関する保護者の休暇取得支援などを実施した。これらの財源としては、主に元年度当初予算に計上されていた一般会計予備費が充てられた²。

令和2年度に入るとコロナ対策を主眼にした補正予算編成が繰り返される。2年度の3度にわたる補正予算の歳出規模は、それぞれ約15兆円から32兆円と、従来の補正予算が最大でも10兆円台であったことに鑑みて、非常に大規模なものとなった。また、「新型コロナウイルス感染症対策予備費」（以下「コロナ予備費」という。）が、第1次補正予算において1.5兆円措置され、第2次補正予算で更に10兆円積み増されたことも特筆される。

令和3年度については、補正予算編成は1回のみだったが、3年12月に成立した3年度補正予算の規模は約36兆円と補正予算として過去最大となった。また、コロナ予備費については当初予算の段階から5兆円が措置された。

令和4年度については、ガソリンなどの価格高騰を受け5月に約3兆円の第1次補正予算が編成され、続いて11月には経済対策を盛り込んだ約29兆円の第2次補正予算が編成された。コロナ予備費については、当初予算で5兆円が措置された後、第1次補正予算で「新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費」として用途が物価対策等にも拡大された上³、1兆1,200億円が増額された。さらに、コロナ予備費は第2次補正予算でも3兆7,400億円が増額された。

足下の令和5年度については、当初予算においてコロナ予備費が4兆円措置されている⁴。

コロナ対策の予算総額については、上述の各補正予算にコロナ対策以外の事

¹ いずれも新型コロナウイルス感染症対策本部決定。

² 予備費のほか既定経費も財源に充てられた。

³ 新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費についても本稿では「コロナ予備費」と記述する。

⁴ 令和4年度第2次補正予算で初めて措置された「ウクライナ情勢経済緊急対応予備費」も1兆円計上されたため、用途を限定したいわゆる特定予備費の総額は前年度当初予算と同額の5兆円となる。

業も含まれていること等により、一概に把握することは困難である。ただし、内閣府は令和4年度当初予算までの計上額について、重複を控除した上で201兆円程度としている⁵。同様の切り口での計数は以降公表されていないが、4年度以降もコロナ対策としての財政出動は続いていることに鑑みれば、これまで200兆円を大きく超える規模の対策が累次にわたって実施されてきたこととなる。

こうしたコロナ対策に係る財政措置の手法としてまず注目されるのは、未曾有の規模の予備費である。コロナ予備費の予算額は令和2年度に最大で11.5兆円に達した後、3年度は当初予算の5兆円のみとなったが、4年度は2度の補正予算による増額で再び9.9兆円まで増加した。

新型コロナというこれまで経験したことのない感染症へ機動的に対処するため、一定規模の予備費が必要なことは理解できる。ただし、予備費は憲法第87条第2項の規定により国会の事後承諾が必要とされるものの、仮に事後承諾が得られなくても、既に行われた支出の法律上の効果に影響はなく、財政民主主義（憲法第83条）における事前議決原則の例外的制度となる。そうした例外的

図表1 コロナ対応の予算措置状況

(単位：億円)

		コロナ対応経費	
		コロナ予備費	コロナ予備費以外
令和2年度当初予算	-	-	-
	補正第1号	255,655	240,655
	補正第2号	318,171	218,171
	補正第3号	43,581	43,581
令和3年度当初予算	50,859	50,000	859
	補正第1号	186,059	186,059
令和4年度当初予算	50,280	50,000	280
	補正第1号	11,200	-
	補正第2号	72,161	34,761
令和5年度当初予算	40,008	40,000	8

(注) 減額は除いて集計している。

(出所) 財務省資料より作成

⁵ 内閣府「令和4年度第1次補正予算参議院予算委員会提出資料」

制度を公共事業関係費など個々の主要経費を大幅に上回る 10 兆円超という規模まで拡大したことは、財政への民主的統制を有名無実化するおそれがあると言えよう。政府は、令和 2 年度第 2 次補正予算の財政演説において「(コロナ予備費の) 使用について適時適切に国会に報告する」とし⁶、同補正予算の成立以降、使用のたびに衆参予算委員会の理事懇談会にて報告を行っている。ただし、理事懇談会は会議録が作成されず、国民の傍聴の機会もない等、大規模な予備費の使途を議論する場として適切かどうかは判断の分かれるところであろう。

また、コロナ対策については、補正予算による対応が主で、当初予算ではほとんど事業は計上されてこなかった。この点、先述の内閣府資料とは切り口が異なるが、財務省が各予算について作成し公表している概要資料から、コロナ対応経費と明確に読み取れる予算のみを便宜集計すると⁷、令和 5 年度当初予算までで措置されたコロナ対応経費のうちコロナ予備費以外はほとんどが補正予算で措置されており、当初予算に計上されたのは 1,000 億円程度に過ぎないことが看取できる (図表 1)。

財政法は第 29 条第 1 項の規定において、補正予算を「法律上又は契約上国の義務に属する経費の不足を補うほか、予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となつた経費の支出 (中略) 又は債務の負担を行なうため必要な予算の追加を行なう場合」に編成できるとしている。そのため、大部分を補正予算に依つた対応については財政法の建前に鑑みて問題がある。少なくとも新型コロナの感染拡大後に編成された令和 3 年度予算以降は、新型コロナが「予算作成後に生じた事由」に該当するとは考えにくいため、補正予算ではなく当初予算にコロナ対策事業を盛り込むべきだったと言えよう。当初予算は概算要求基準等によって厳しい歳出の抑制が図られていることもあり、近年は大規模な歳出の追加を伴う施策が補正予算で措置される傾向にある。こうした背景もあって、コロナ対策も多くが補正予算で実施されたものと考えられるが、このような対応は財政法の趣旨を損ねると評価されうる。また、国会審議についても、当初予算が衆参でおよそ 1 か月ずつ議論されるのに対し、補正予算は衆参それぞれ 2、3 日程度の審議となる場合が多く、そのような短期間で大規模な予算の内容を

⁶ 第 201 回国会参議院本会議録第 23 号 1 頁 (令 2.6.8)

⁷ 令和 3 年度当初予算については、財務省「令和 3 年度予算のポイント」のうち、コロナ対策と読み取れる「感染拡大防止」に明示された事業につき、各省資料から予算額を集計した。4 年度当初予算及び 5 年度当初予算については、財務省「令和 4 年度予算のポイント」及び「令和 5 年度予算のポイント」にコロナ対策と読み取れる事業がないため、各省資料から 3 年度当初予算で集計した事業と同一と考えられる事業の予算額を便宜集計した。

十分に精査することは困難が伴う。さらに、予算編成過程についても、財務省のいわゆる査定期間が当初予算では例年9月から12月の4か月弱あるのに対し、補正予算では数週間程度となっており、事業の必要性や予算額の妥当性について吟味するには不十分であろう。

コロナ対策は今後も継続的に実施される可能性がある。政府は財政法の趣旨、国会審議の充実、更には十分な査定期間の確保といった観点から、今後は当初予算において必要な予算措置を行うべきと考える。

以上、予算措置を中心とした財政面における新型コロナへの対応を概観した。引き続き次章以降では、問題をはらんだコロナ対策の予算措置について、研究会が主催したヒアリングにおける有識者の評価や、住民に近い立場で予算執行を担う地方自治体における現場視察の結果を紹介したい。

3. 有識者による評価

研究会では我が国政府の財政政策に関して幅広い知見を有する有識者からヒアリングを行うこととし、令和4年7月26日に法政大学経済学部の小黒一正教授から、8月2日に駒澤大学経済学部の井上智洋准教授から、コロナ禍における財政政策の評価と今後の在り方について、それぞれ聴取する機会を得た。

(1) 法政大学経済学部 小黒一正教授

小黒教授からは大要以下のとおり意見が述べられた。

日本財政が厳しい現状にあるということは、政府債務残高の名目GDP等に対する比率を見ても明らかであり、先進国の中で最悪の水準にある。コロナ禍は百年に一度の危機であり、一定程度の機動的な財政出動は仕方ない面もあるが、コロナ収束後に債務を償還していく勘定として「新型コロナ対策特別会計」の創設が早急に必要である。

もともと、令和2年度は3度補正予算を組むなど、予算ベースでは175兆円の規模となったが、決算ベースで見ると147兆円と支出を抑制できている。また、足下の税収の伸びは予想外に良い。この二つの要因から、コロナ禍で財政は相当傷んだことは事実だが、現在のところ、程度はそれ程深刻ではないとも言える。ただし、計上した予算が適切であったかという論点はあるだろう。課税平準化の理論からしても、今回の危機時に財政出動をしないということはそもそもあり得ず、2年4月には外出自粛等あり、被害のあった産業を救済するために何らかの財政出動が必要であったことは事実である。しかし、財政出動に際し発行した国債の償還を東日本大震災と同様のスキーム

を使って行う必要がある。なお、財源となる増税に関しては、消費税は社会保障目的税化しており、債務処理に使うことは難しい。例えば、復興増税の枠組みをそのまま使うことや、炭素税の収入を充てるということも考えられる。

異次元緩和の流れの中で、日銀は長期金利を低位に誘導しているため、財政問題は現状顕在化していないが、この状態を未来永劫続けられるとは限らない。財政問題が顕在化する前に、財政及び社会保障の改革を進めておく必要がある。コロナ禍における多額の財政支出を受けて、今後財政再建を進めていくに当たっては、膨張した歳出の改革を先行してから増税を行うべきである。増税を先に行うと増収分を他の支出に使ってしまうおそれがあり、改革のハードルが高くなることも考えられる。

(2) 駒澤大学経済学部 井上智洋准教授

井上准教授からは大要以下のとおり意見が述べられた。

安倍政権下で一時的に景気が良くなったが、2度の消費増税により景気が悪化したところでコロナ禍となった。コロナ禍での自粛要請により更に景気が落ち込み、長期デフレに戻ることを危惧している。

コロナ危機下での経済政策の役割は、国民生活の安定、事業の持続、景気の浮揚を三位一体で取り組むことである。自粛要請により、消費が減少し、企業が減収となり、倒産や失業者の増大を引き起こし、結果として家計収入が減り、更に消費を減少させるといった悪循環に陥らないようにするため、企業、家計に給付や融資が必要である。

令和2年度第1次補正予算では、当初、減収世帯のみ30万円の給付という内容が盛り込まれ閣議決定されたものの、特別定額給付金として国民全員一律10万円を給付する内容へと変更の閣議決定がなされた。減収世帯のみの給付については、①誰が世帯主かで受給可否が変わる、②故意に給料を減らして受給する者が現れる、③減収の証明が困難である、といった問題点がある。一方で、特別定額給付金については、お金持ちに配る必要は無いとの批判もあるが、給付後に課税すればよく、また、給付により自粛解除後の消費拡大につながる可能性もある。さらに、コロナで減収となった者だけを対象にしようとする、要否の判別が難しい。行政の手続はできるだけ簡素であるべきと考える。

累次の補正予算で行った施策は、給付に当たっての条件や申請手続が複雑であり、救済すべき人を救済できていないと感じている。政策を考える上で

は、制度をシンプルにすることが重要である。制度が複雑であると、申請や審査の手間が掛かり、制度の盲点を突いた不正が増える可能性がある。また、給付に際して所得制限を設けるなど、わずかに条件を上回っているか否かで受給可否が変わるような制度も避けるべきである。様々な困窮者、企業・個人事業主に対して、可能な限り条件を付けずに給付を行うことが重要であると考ええる。

財政政策を考える上で、歳入と歳出を等しくするため、政府支出のうち租税で足りない部分は国債を発行して賄わなければならないが、自国通貨を持つ国は、中央銀行が最終的な国債の買手の役割を果たすことができるため、債務の量は問題とならず、唯一の制約はインフレである。

両有識者の意見を踏まえると⁸、コロナ禍において、一定程度の機動的な財政出動が必要であったことは否定の余地がない。ただし、今後取り組むべき喫緊の課題については見解が分かれ、小黒教授が東日本大震災の際と同様に特別会計の仕組みを使った速やかな財政再建を重視するのに対し、井上准教授からは、所得制限等の条件を付さない更なる給付充実の必要性が示された。

この点、両有識者の見解の最大の相違点は財政再建の必要性であり、言い換えれば我が国の財政状況をどう評価するかという点に帰着すると思われる。つまり、小黒教授が日銀の金融政策が変更されれば長期金利が上昇し、利払費が増加することで財政が危機に瀕すると考えるのに対し、井上准教授はインフレにならない限り日銀は国債を購入し続けることが可能であり、現時点で財政危機は憂慮すべきでないと考えていることがうかがわれる。

ただし、本ヒアリングが行われた令和4年夏の消費者物価指数⁹は概ね前年同期比で2%台半ばの上昇率だったのに対し、5年1月には4%を超え、政府の電気料金等価格高騰対策が実施された足下でも3%を上回って推移している。このようにインフレが進行している現状に鑑みると、財政拡大の唯一の制約はインフレであるとの立場に立っても、コロナ対策として大規模な財政出動を継続的に行える状況にはないと考えerべきではないだろうか。

⁸ なお、小黒教授の意見中にある「課税平準化の理論」とは、政府支出の財源を租税で賄う際、一時の集中した課税ではなく、ならして課税する方が効率性の観点から望ましいとする理論。また、「東日本大震災と同様のスキーム」とは、特別会計を設けて区分経理を行い、時限的な増税などにより確保した特定の財源をもって事業を実施する手法。(筆者注)

⁹ 生鮮食品を除く総合指数

4. 財政政策に対する現場の評価（山梨県）

コロナ禍で行われた巨額の財政出動の中でも大きなウェイトを占めるのが新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「コロナ交付金」という。）である。令和2年度第1次補正予算で初めて1兆円が措置されたコロナ交付金は内閣府が所管し、各自治体による広範な裁量で使用することが可能な仕組みとなっている。その後も、直近までにおいて、コロナ予備費からの使用決定も合わせ計18.3兆円が措置されている（図表2）。

図表2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る予算

令和2年度第1次補正予算		1兆円
令和2年度第2次補正予算		2兆円
令和2年度第3次補正予算		1兆5,000億円
令和3年度補正予算		6兆7,969億円
令和4年度第2次補正予算		7,500億円
コロナ予備費	令和2年12月25日閣議決定	2,169億円
	令和3年1月15日閣議決定	7,418億円
	令和3年2月9日閣議決定	8,802億円
	令和3年3月23日閣議決定	1兆5,403億円
	令和3年4月30日閣議決定	5,000億円
	令和4年4月28日閣議決定	8,000億円
	令和4年9月20日閣議決定	4,000億円
	令和5年3月28日閣議決定	1兆2,000億円
合計		18兆3,260億円

（出所）内閣府資料より作成

コロナ交付金は自治体にとっての使い勝手の良さが評価される一方、報道においてコロナと関係の薄いモニユメントの設置や公用車購入など、必要性が疑問視される支出や、コロナと直接関係のない経常的経費に充てられる例も散見された。参議院予算委員会でもこうした事例を採り上げ、制度設計を見直すべきであるとの指摘がなされるなど、巨額の予算措置の妥当性を疑問視する向きもある。

こうした中、筆者らは令和4年9月14日、山梨県庁を訪問し、同県において

実施されているコロナ交付金を充当した事業の現場を視察する機会を得た。そこで、本章では（１）生活困窮者緊急生活支援金及び（２）やまなしグリーン・ゾーン認証制度という二つの事業について、現地で聴取した意見や課題等を紹介する。

（１）生活困窮者緊急生活支援金

山梨県では、コロナ交付金を活用し、物価高騰の影響を受けた住民税非課税世帯等¹⁰を対象に、1世帯当たり1万5,000円の生活困窮者緊急生活支援金を給付することとした¹¹。本支援金は、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」（令和3年法律第38号）第10条の規定における「特定公的給付」に地方自治体独自の給付金として全国で初めて指定された¹²。

特定公的給付に指定されると、市町村は保有する住民税課税データを活用することが可能となるため、大部分の給付対象者を特定することができる。また、住民税課税基準日以降に転入してきた者など、当該市町村で住民税課税データを保有していない場合でも、給付要件の該当性を判断するに当たりマイナンバーの利用が可能となることから、転入前の他市町村の住民税課税データを取得することもできるようになる。これにより県ではプッシュ型に近い給付¹³が可能となった。

従来申請型給付の場合、対象者からの申請がなければ給付が行えないため、対象者が給付金に関する情報を入手できない等の事情で申請をせず給付が受けられないといった例もあったが、特定公的給付の指定により、給付金に関する情報を給付対象者に漏れなく周知することが可能となる。また、給付対象者にとっては、給付対象者である証明等の必要がなくなるなど手続きが簡略化されるといったメリットがある。一方、給付対象者が何らかの理由に

¹⁰ 支援金の対象世帯は子育て世帯を除く住民税非課税世帯、住民税均等割のみ課税世帯、家計急変世帯。ここで言う子育て世帯は厚労省の「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」対象世帯を指す。

¹¹ 給付事務は市町村が担う。県は支援金及び支援金給付に掛かる事務費相当を全額助成する補助金事業を行う。補助金事業の予算額は13億6,600万円（うち事務費相当額は1億3,000万円）で全額コロナ交付金を充当。

¹² 指定は令和4年6月30日。

¹³ 市町村は住民税課税システム等により給付対象者を特定後、給付対象者に対して確認書を送付する。給付対象者は確認書を市町村に返送することで手続き完了となり、市町村は返送された確認書を基に給付を実施する。

より確認書の返送を行わなかった場合、給付は受けられないこととなる。県によれば、同様の仕組みで政府が令和3年度に実施した「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」の際も、給付対象者の確認書未返送等の事情により、給付実績は対象世帯の半分程度にとどまったとのことであった。また、従来の申請型給付の場合と同様の事務に加え、住民税課税データによる対象者の抽出や対象者への確認書の送付などを行うこととなるため、市町村の事務負担が大きくなる。加えて、対象者の特定から確認書の返送までの一連の作業が必要なため、給付までに時間を要する可能性もあるといった課題も挙げられる。今回の給付に当たっても、給付が遅いといった市民の声が若干数届いているとのことであった。

県としては、こうした課題を認識しつつも、特定公的給付の指定によって給付に係る情報を漏れなく対象者に周知することができるという点を重視しているとのことであった。今後、マイナンバーカードを活用した公金受取口座登録制度の普及により、更なる給付の迅速化が可能となると考えられる。将来的には、マイナポータル上で給付の確認を可能とすることで、給付率の向上や事務負担の軽減につながることも想定される。

(2) やまなしグリーン・ゾーン認証制度

令和2年5月、山梨県では新型コロナウイルス感染症拡大を受けて、感染症に対して強靱な社会、経済の形成を目指す「やまなしグリーン・ゾーン構想」を掲げた。同構想実現のために、事業者の感染症対策の実施状況を県が独自に認証する「やまなしグリーン・ゾーン認証制度」が、公的認証の全国先駆けとして導入された。当初は、宿泊業、飲食業を対象にスタートしたが、その後ワイナリーや酒蔵等も対象に追加された。県では、コロナ交付金を用いて認証の普及及び取得促進支援を行っているほか、機器購入支援金や設備改修補助金などの助成制度を構築して認証取得の支援を行っており、認証件数は4年6月10日時点で6,818件と県内ほぼ全店が認証を取得している。

県の試算によれば、認証の普及により、第6波までは認証施設でのクラスター感染はわずかに1.1%と、首都圏の中では感染拡大抑制に成功しているとのことであった。また、コロナ関連の経営破綻率は令和4年6月21日時点で全国最小となるなど、経済活動の維持にも効果があったとのことであった。県によれば、3年3月31日までの飲食店に対するコロナ関連の支援状況を、山梨県と1都3県とで比較すると、山梨県では認証事務や補助金等として1店舗当たり約238万円だったのに対し、1都3県では時短要請などに協力す

る事業者に支給される協力金として1店舗当たり約438～738万円に上った。支援額は少ないながらも感染抑制と経済活動の維持が図られていることから、認証制度の効果があつたと考えているとのことであった。

令和4年春には、グリーン・ゾーン認証のうち宿泊施設を対象とした認証基準と国際衛生基準の認証項目に互換性を持たせる承認を受けたことで、国際衛生基準の認証を受ける際に一部項目の審査が免除されることとなった。国際衛生基準との連携を図ることで、インバウンド再開の際に県が旅行先として選ばれるよう優位性を高める目的がある。さらに、国際衛生基準の対策項目等を反映させ、持続可能な対策を追加した上位認証制度の「やまなしグリーン・ゾンプレミアム」も新設し、4年8月29日に県内3施設が認証を受けた。このように感染症対策を新たな付加価値として捉え、インバウンド再開後を見据えて先手対応で取組を進めているとのことであった。

また、新設された「やまなしグリーン・ゾンプレミアム」の認証を取得した石和健康ランドは、入浴、飲食、宿泊等が可能な複合施設となっており、新型コロナウイルス感染拡大後、感染症対策に積極的に取り組んできたとのことであった。石和健康ランドにおける感染症対策の一例としては、施設内の混雑状況が一目で分かるモニターの導入が挙げられる。受付など複数の場所に設置されており、施設内の食事処や大浴場の混雑状況がモニターに表示される。ま

(写真) 石和健康ランドの感染症対策



混雑状況を示すモニター（上左）、CO₂センサー（上右）
レストラン内のパーテーション（下左）、空気清浄機（下右）
（調査員撮影）

た、施設内の食事処では、パーテーション、空気清浄機やCO₂センサーの設置のほか、配膳ロボットを導入している（写真）。そのほか、緊急事態に備えた事業継続計画の策定など業務の持続可能性を高める対策を取り入れており、従来の認証よりワンランク上の対策に取り組んでいる。こうした取組により、令和4年9月時点で、コロナ前の8割程度まで施設利用者数が戻っているととのことであった。県が感染症に強い事業環境づくりを強力に後押しし、利用者の安心と信頼を獲得している一例と言えよう。

コロナ交付金に対し厳しい見方があることは先述のとおりであるが、コロナ禍では、多くの自治体が厳しい財政事情を抱えつつ、これまで直面したことの無い課題へ住民ニーズに即した形で速やかに対処することが求められた。両訪問先での視察内容を踏まえると、そうした状況の下で用途の限定が緩やかなコロナ交付金は一定の意義を持っていることがうかがえた。

もちろん、今回の視察先は多岐にわたるコロナ交付金対象事業のうちごく一部でしかなく、その評価をもって全ての事業が有意義と判断することはできない。コロナ交付金の有効性を疑問視する報道等もなされる中¹⁴、コロナ交付金対象事業の多くが意義に乏しいという見方の払拭を企図するならば、政府や自治体には全ての事業に対する、より深い政策効果の検証が求められる¹⁵。

また、視察先の山梨県では、コロナ交付金ありきの政策設計ではなく、コロナ禍収束後を見据えた取組が進められていた。国においては、こうした事例の横展開について、積極的な情報発信を行っていくべきであろう。

5. おわりに

令和5年5月に新型コロナの感染症法上の位置付けが変更され、以降は費用負担なしでのワクチン追加接種など一部施策は継続するものの、感染した場合の外出自粛が求められず、医療費も原則自己負担が発生するなど、新型コロナは従来から存在する季節性インフルエンザなどと基本的に同様の疾患とされた。言い換えれば、未知のウイルスへの迅速な対応が求められるという感染症対策における有事は終わり、平時に移行したと言えよう。

しかしながら、財政面を見ると足下の令和5年度もコロナ予備費は4兆円計上されている。もちろん、新たな変異株の出現などに対する一定の備えは必要だろうが、感染症対策が平時に復したならば、財政政策も平時に戻すべきではないか。この点、コロナ禍前の一般会計予備費は5,000億円規模であり、今後は予備費の規模を適切な水準まで縮減していくことが必要ではないだろうか。

¹⁴ 『朝日新聞』（令5.3.28）等

¹⁵ この点、内閣府は令和2年度に実施された全事業につきアンケート調査を行うとともに、一部事業については自治体にヒアリングを実施し、その結果を「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（令和2年度分）の効果検証に係る報告書」（令和4年5月）として公表している。ただし、当該報告書は交付金の用途や支出額等の記述が多く、例えば商品券の配布事業等について消費押し上げ効果を計測するなど、経済効果を定量的に分析したものとはなっていない。

今後、令和5年度補正予算が編成され、財政支出が追加される可能性もあるが、コロナ禍前まで補正予算は概ね数兆円規模であり、2年度及び3年度補正予算の数十兆円という規模は正に有事の対応だったことを念頭に置くべきであろう。

今回、研究会における有識者からのヒアリングや現地視察を通じて、政府のコロナ対策に係る財政への影響には多様な見方があること、また課題が指摘されるコロナ交付金については活用の実態と政策効果を個々に検証していく必要があること等を改めて確認することができた。研究会の活動は令和5年3月をもって終了したが、今後もコロナ対策に関する事後検証の在り方等について引き続き注視していきたい。

(内線 75322、75325)